

特 定 非 営 利 活 動 法 人

ジーププログラムジャパン

定 款

制定 平成14年10月6日

定 款 目 次

記載項目	頁	記載項目	頁
第1章 総則	1	第5章 運営組織	
名称	1	委員会及び部会等	4
事務所	1	事務局	5
目的	1	第6章 資産及び会計	
特定非営利活動の種類	1	資産の構成	5
事業の種類	1	資産の管理	5
第2章 会員		経費の支弁	5
種別及び資格	1	会計の原則	5
入会	1	事業年度	5
入会金及び会費	2	事業計画及び予算	5
会員資格の喪失	2	事業報告及び決算	5
退会	2	第7章 定款の変更及び解散	
除名	2	定款の変更	5
抛出金品の不返還	2	解散	5
第3章 役員		残余財産の処分	5
種別及び定款	2	第8章 公告の方法	
選任等	2	公告	6
職務	2	第9章 雑則	
任期	3	施行細則	6
欠員補充	3	附則	6
解任	3	(定款の施行日)	
報酬等	3	(定款の施行日)設立当初の役員)	
顧問及び参与	3	(設立当初の役員)の任期)	
第4章 会議		(設立当初の事業年度)	
種類及び開催	3	(設立当初の事業計画及び収支予算)	
構成	3	(設立当初の入会金及び会費)	
招集	3	(別表1) (設立当初の役員)	
会議に付議すべき事項	4	(別表2) (会費)	
議長	4		
定足数	4		
議決	4		
議事録	4		

特定非営利活動法人 ジーピープログラムジャパン 定款

第1章 総則

- (名称)
第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジーピープログラム・ジャパンと称する。
- (事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市淀川区西中島におく。
- (目的)
第3条 この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、歯科医療に関する幅広い分野で、調査研究及び教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に口腔保健思想の啓発及び疾病予防の助言又は支援を行い、歯科界の技術水準の高揚、診療行為の質の向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健康なまちづくり、歯科医療、歯科医療環境の保全、国際基準構築協力などの公益増進に寄与することを目的とする。
- (特定非営利活動の種類)
第4条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表第1号の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」及び第2条別表第9号の「国際協力の活動」を行なう。
- (事業の種類)
第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行なう。
(1) 不特定多数の市民・団体等に対する口腔保健思想の啓発、及び疾病予防のキャンペーン活動
(2) (1)の結果、個人々人に対する助言と適応する歯科医療施設への紹介
(3) 国際基準となる一般歯科臨床のコンピュータプログラムソフトの開発と普及プロモーション活動
(4) 国際基準となる高度な技術水準を得るためのセミナーの開催と、データ集積
(5) (4)から得られる歯科疾病予防の効果的な方法の確立、及びそれを確認するためのシュミレーション・トレーニング・システムの研究開発とデータ集積
(6) 国際基準となる高度な技術を実践するための環境、設備、器材の開発
(7) 国際基準となる治療供給者と受診者にとって最適な治療経済システムの推進
(8) 上記に関する国際活動の支援
(9) 上記に付随する一切の事業

第2章 会員

- (種別及び資格)
第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法上の社員とする。
(1) 正会員:この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2) 賛助会員:この法人の趣旨に賛同して賛助するために入会した個人
(3) 学生・研修生会員:この法人の趣旨に賛同して入会した学生および研修生
(4) 法人会員:この法人の目的に賛同し、活動を支援協力する企業または法人組織
- (入会)
第7条 1 この法人に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得るものとする。
2 理事長は、前項の入会申込者については、正当な理由がない限り入会を認めなければならない
3 理事長は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
4 賛助会員、学生・研修生会員、法人会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。
- (入会金及び会費)
第8条 1 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 会費の減免及び納入については、別に細則で定める。
- (会員資格の喪失)
第9条 会員は、死亡若しくは会員である団体の解散、又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき
(2) 除名されたとき
(3) この法人が解散したとき
(4) 会費を1年以上滞納したとき
- (退会)
第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。
- (除名)
第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対して、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。
(1) この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
(2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき

(3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出品品の不返還)

第12条

会員が納入した入会金、会費、その他の抛出品品は、その理由を問わず、これを返却しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1)理事 3人以上
 - (2)監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事のうち、専務理事1人、常務理事1人を置くことができる。

(選任)

第14条

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長・副理事長・専務理事・常務理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員は、法第20条に適合し、その構成は法21条に適合しなければならない。
- 5 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、法人の常務を執行することとし、副理事長に事故がある時又は理事長・副理事長が欠けたときは、専務理事、常務理事の順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任期)

第16条

- 1 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条

- 1 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条

- 1 役員には、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を支払うことができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 役員は、その報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

第20条

- 1 本会に、顧問及び参与若干名をおくことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(種類及び開催)

第21条

- 1 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)理事会で必要と認められたとき
 - (2)正会員の5分の1以上からの請求があったとき
 - (3)第15条第5項の規定により、監事が招集したとき
- 4 理事会は、毎年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構成)

- 第22条 1 総会は、正会員を持って構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。
- (招集)
第23条 1 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。
2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。
- 追加
(会議に付議すべき事項)
第24条 1 総会には、次の事項を付議する。
(1) 事業計画及び収支予算
(2) 事業報告及び収支決算
(3) 役員を選任又は解任
(4) 定款の変更
(5) 解散及び合併
(6) 入会金及び会費の額
(7) 前各号のほか、理事会より付議された事項
2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。
(1) 総会で議決した事項の執行に関すること
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (議長)
第25条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。
理事会の議長は理事長が務める。
- (定員数)
第26条 会議は、総会にあつては、これを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあつては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- (議決)
第27条 1 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
2 正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の出席者に書面をもって委任することができる。
3 前項の場合における前条の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。
- (議事録)
第28条 1 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 会議の日時及び場所
(2) 正会員(理事会にあつては理事)総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 運営組織

- (委員会及び部会等)
第29条 1 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。
2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定
- (事務局)
第30条 1 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第6章 資産及び会計

- (資産の構成)
第31条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 事業に伴う収入
(5) 資産から生ずる収入
(6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 (経費の支弁)	この法人の資産の管理は、理事会の定めるところによる。
第33条 (会計の原則)	この法人の経費は、資産をもって支弁する。
第34条 (事業年度)	この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。
第35条 (事業計画及び予算)	この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
第36条	<ol style="list-style-type: none"> 1 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予算費を設けることができる。 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。
(事業報告及び決算)	
第37条	<ol style="list-style-type: none"> 1 この法人の事業報告書及び財産目録、貸借対照表、収支計算書は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
第7章 定款の変更及び解散	
(定款の変更)	
第38条	この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(解散)	
第39条	総会の決議に基づいてこの法人を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
(残余財産の処分)	
第40条	本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員数総数の4分の3以上の議決を経て選定する。
第8章 公告の方法	
(公告)	
第41条	この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行なう。
第9章 雑則	
(施行細則)	
第42条	この定款の施行について必要な項目は、理事会の議決を経て、細則で定める。
附則	<ol style="list-style-type: none"> 1 この定款は、法人成立の日から施行する。 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表(1)のとおりとする。 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成16年3月31日までとする。 4 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年12月31日までとする。 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費については、第8条の規定にかかわらず、別表(2)に掲げる額とする。

別表1:設立当初の役員候補者名簿

理事長	水戸	律夫
副理事長	石田	雅司
専務理事	山	英俊
常務理事	森田	哲生
理事	久保	慶浩
理事	岩久	正明
理事	寺下	正道
理事	関本	恒夫
理事	小佐々	晴夫
監事	巖	実郎
監事	照井	保之

別表2:設立当初の入会金及び年会費

1 正会員

1-1)個人会員:入会金¥20,000、会費月額¥5,000

1-2)団体会員:入会金¥50,000、年会費¥50,000

2 賛助会員:入会金¥10,000、会費月額¥1,000

3 学生・研修医会員:入会金¥1,000、会費無料

4 法人会員:入会金¥50,000(1口)、年会費¥50,000(1口)